

堺ブレイザーズ キッズバレーボールスクール 会則

第1条(名称)

本スクールは、堺ブレイザーズ キッズバレーボールスクール(以下、本スクールと言う)と称する。

第2条(所在)

本スクールは、大阪府堺市堺区築港八幡町 1 番地 (株式会社ブレイザーズスポーツ クラブ内。以下、弊社と言う) に主たる事務所を置く。

第3条(目的)

本スクールは、バレーボールを通じてスポーツマンシップを身につけ、スポーツへの正しい理解を深め、健全な育成を図り、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

第4条(入会資格)

本スクールに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- 1.本スクールの目的に賛同し、本会則に同意及び遵守できるものであること。
- 2.スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
- 3.その他、弊社が入会を適当であると認めたもの。

第5条(入会手続)

1.本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。

2.所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた者(以下スクール生という)は、別途定める練習日から本スクールに参加することができる。

第6条(月会費)

別に定める所定の会費を練習の参加の有無に関わらず支払うものとする。

尚、一旦納入された会費については入会不許可の場合を除き、理由の如何に関わらず返金しないものとする。

第7条(会費の滞納)

スクール生もしくは保護者が、会費の納入を怠ったときは、別に定めるところにより当該スクール生を退会させることができる。

第8条(練習日及び時間)

1.本スクールの練習日、時間については、スクールが定めたスケジュールによる。

2.やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にスクール生に通知する。

第9条(スクール生のモラル)

スクール生は次の事項を厳守しなければならない。

- 1.本スクールの目的に沿うよう努めること。
- 2.フェアプレー精神をモットーとし、スクール生全員がバレーボールに親しみ楽しめるよう努めること。
- 3.「堺ブレイザーズ キッズバレーボールスクールの会則」及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。
- 4.練習及び試合に際して、本スクールが指定したスポーツウェア等がある場合にはそれを着用し、常に品位を保つよう努めること。
- 5.各種ソーシャルメディア、SNS に本スクール活動並びに会社情報をむやみに投稿せず、弊社が不適切と判断した投稿は削除を指示することができる。

第10条(休会)

- 1.本スクールの休会(引き続き 1 ヶ月以上 2 ヶ月以下休む場合をいう)を希望するスクール生は、別途定める期日までに届け出なければならない。
- 2.休会の期間は 2 ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
- 3.休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

第11条(退会)

- 1.退会を希望するスクール生は、別途定める期日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
- 2.退会後、再入会する場合は、再度月会費を支払わなければならない。
- 3.退会後、3 カ月以内の再入会は認めない。

第12条(スクール生の変更事項)

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項等に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第13条(除名)

本会則に違反する等、本スクール生としてふさわしくないと認めたスクール生に対し、本スクールは退会をさせることができる。

第14条(事故の責任)

- 1.スクール生は、本スクールが実施、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 2.スクール生の活動中の怪我に対する保証は、弊社加入の SportsManager 補償制度の範囲とし、本制度以外の負担を弊社はいかなる場合も行わない。

第15条(休講・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールを休講、もしくは閉鎖することがある。

第16条(写真・映像の使用)

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を弊社のホームページ、その他、本スクールが関係するプロモーションに使用する場合がある。

第17条(個人情報の取り扱い)

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

第18条(細則)

本会則に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定める。

第19条(会則の改定)

- 1.本会則の改定は弊社が必要に応じ、スクール生もしくは保護者の承諾を得ることなく、隨時本会則並びに細則、その他諸規定を改正することができる。
- 2.スクール生もしくは保護者は本会則の変更について、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることができない。

第20条(発効)

本会則は2019年3月15日より発効するものとします。

2019年3月15日 制定
2020年7月 1日 改定
2021年5月 1日 改定
2024年3月 1日 改定

堺ブレイザーズ キッズバレーボールスクール 細則

記

1. 練習日について

- ・別紙『バレーボールスクール日程表』に沿って練習を実施する。
※会場となる学校の都合により体育館を使用できない場合や災害などで練習が休みになった場合は『バレーボールスクール日程表』の予備日にて振替が可能な場合は実施する。

2. 会費について

- ・月会費：3,300円（税込）。支払方法はクレジットカード払いとなる。
- ・当月25日にクレジット支払い処理を致します。口座からの振替日は登録するカード会社により異なります。なお、25日が土・日の場合は26日、もしくは27日となります。

3. PiCRO（スポーツマネージャー）について

スクール生の保護者は『PiCRO（スポーツマネージャー）』への登録が必要である。スクールからの連絡や緊急連絡等を本サービスを通してご案内する。

4. 欠席・遅刻について

- ・欠席や遅刻での振替や返金はしないものとする。体調不良による自粛での欠席や、その他理由についても同様とする。

5. 休会について

- ・弊社が必要と認めた場合は休会をすることができる。休会期間は最大2ヶ月とし、それ以降の休会が必要となる場合は退会となる。ただし弊社が認めた場合はこの限りではない。
- ・月の途中で休会した際も当該月の会費については支払うこととする。

6. 各種変更

住所・連絡先など入会手続きの際の記載事項等に変更があった場合には、所定の方法により速やかに手続きを行う必要がある。

7. 退会について

- ・退会希望月の20日AM10:00までに退会の手続きを行うものとする。
- ・退会希望月に利用が1回でもあった際は、当月会費は支払うこととする。
- ・20日AM10:00までに退会の手続きが無い場合は、利用の有無に関わらず当月在籍者として扱い、当月会費は支払うこととする。
- ・2ヵ月以上会費を滞納した場合は自動退会となりスクール生の練習参加を認めない。また在籍期間の会費については支払う必要がある。

8. 体調管理について

- ・スクール生の体調管理については保護者の責任において行なうとともに、体調に不安がある際はスクールへの参加を自粛ください。

9. その他、注意事項について

- ・練習会場、試合会場での盗難、紛失について弊社は一切の責任を負わないため、貴重品等については持参しないようすること。
- ・スクール生もしくは保護者間のトラブルについて弊社は一切の関与を致しません。
- ・他のスクール生、もしくは保護者、並びにスクール運営に支障をきたすと弊社が判断した場合は、退会を命ずることができる。
- ・弊社の許可なく、弊社が所持する権利（チーム名、ロゴ、指定用品、SNS、その他）を侵さないものとする。
- ・弊社並びに指導者に対して、金品や飲食の供与は一切行わないものとする。
- ・練習中並びに大会中のケガ、事故については弊社加入 Sports Manager 保険の範疇での対応になります。
(Sports Manager 保険の詳細はこちら <https://picro.jp/insurance/>)
- ・各種手続き、各種案内を Google フォームで作成したフォーマットを活用しております。
グーグルプライバシー (<https://policies.google.com/privacy?hl=ja#intro>)

10. 本細則は2019年3月15日より発効するものとします。

2019年3月15日 制定
2020年7月 1日 改定
2021年5月 1日 改定
2024年3月 1日 改定

以上

個人情報の取り扱いについて

～プライバシーポリシー～

1. 個人情報のご提供

当スクールは、下記の目的のために、スクール生並びに保護者様の個人情報のご提供をお願いしております。

- ・PiCRO サービス利用
- ・保護者様へのサポート実施、提供
- ・当スクール情報のご案内
- ・当スクールの実施するイベントのご案内
- ・当スクールへのご意見、ご要望のご提供
- ・堺ブレイザーズ情報のご案内

2. 個人情報の利用

当スクールは、保護者様からご提供頂いた個人情報は、上記の利用目的の範囲内で利用致します。また、その個人情報を保護者様のご同意なく上記利用目的の範囲を超えて利用いたしません。また保護者様の同意なしに登録された情報を改変することはありません。

3-1 第三者への提供について

取得いたしました個人情報の第三者への提供につきましては、下記の場合を除き行いません。

- ・事前に同意をいただいた場合
- ・個人情報保護法その他の法令で認められた場合

3-2 個人情報のシステム登録について

取得いたしました個人情報は、利用目的を達成するために PiCRO サービス提供者である株式会社 Hampstead（以下、「(株) Hampstead」といいます）へ、必要な範囲内において個人情報を開示・提供し、システム登録を行います。その場合、当スクールは(株) Hampstead に対し、守秘義務契約の締結などを行うとともに、スクール生並びに保護者様の個人情報を適切に管理するため厳正な管理監督を行います。

4. 照会・訂正・削除

スクール生並びに保護者様からご提供頂いた個人情報の内容について、照会・訂正・削除等を希望される場合には、必要な対応を致します。

※個人情報とは住所、氏名、電話番号、生年月日、E-mail アドレスなど、利用者様並びに保護者様個人を識別することができる情報、あるいは個人に固有の情報をいいます。

団体傷害総合保険のご案内（2025年度）

補償内容

スクール（教室）およびイベントに参加される皆様が、教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来的怪我を被られた場合、補償規程に基づいて見舞金をお支払いたします。
なお、本制度は、株式会社EDIONクロスベンチャーズ（会員連絡システムPiCRO提供会社）を契約者とする補償制度により運営しております
(引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社)

見舞金の金額

入院・通院について治療日数の1日目から補償されます。

* 入・通院見舞金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日あたりの定額見舞金が支払われます。

見舞金の種類	見舞金額	見舞金をお支払する場合
災害死亡見舞金	1,000万円	急激かつ偶然な外来的事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
後遺障害見舞金	最高 1,000万円	急激かつ偶然な外来的事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
入院見舞金 (日額)	4,000円	急激かつ偶然な外来的事故によりケガをされ、入院された場合
手術見舞金 (基礎額)	4,000円	急激かつ偶然な外来的事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ※詳細は2枚目を参照して下さい。
通院見舞金 (日額)	1,500円	急激かつ偶然な外来的事故によりケガをされ、通院された場合

賠償金補償制度とは

～施設所有(管理)者としての責任として～

補償内容

スクール（教室）およびイベントに参加される皆様が、その活動に起因して第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の賠償責任が生じた場合、補償金をお支払いする制度です。

万が一下記のような事故を起こしてしまった際は、速やかにスクール事務局までお申し出ください。

なお、本制度は株式会社EDIONクロスベンチャーズ（会員連絡システムPiCRO提供会社）を契約者、被保険者とする補償制度により運営しております
(引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社)。

補償内容	支払限度額
対人賠償	被害者 1名につき 1億円 1事故につき 5億円 免責金額 なし
対物賠償	1事故につき 1億円 免責金額 なし

見舞金等のご請求は

事故が発生したときは、ただちに **スクール/クラブ事務局** までご連絡下さい。

※事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、見舞金をお支払できない場合がございますので、ご注意下さい。

※賠償事故に係る示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

【スクール/クラブ事務局】

(株)ブレイザーズスポーツクラブ

【取扱代理店】

東京商事株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-4 新日本ビル赤坂3F
TEL : 03-3588-1141 FAX : 03-3588-1145
E-mail : spomane@tokyoshoji.co.jp

【引受保険会社】

損害保険ジャパン保険株式会社

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10損害保険ジャパンビル3階

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。
 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など
後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(180日限度) (*) 入院保険金支払限度額日数変更特約(180日)をセットしています。	
手術 保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)	(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定ができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。